

とちぎ県産品センター出展規程

(目的)

第1条 この規程は、県産品を県内外にPRしながら販路拡張を図るため、社団法人栃木県観光物産協会（以下「協会」という。）が設置するとちぎ県産品センター（以下「センター」という。）の出展等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における県産品とは、製造又は加工の最終段階が県内で行われたもので、県内で製造又は販売する者により提供される商品をいう。

第3条 センターで取り扱うことができる商品は、前条の県産品であり、かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 とちぎ特産品推奨規程に基づき推奨する県産品
- 二 県内の道の駅、農村レストラン、直売所など県産品の販路拡張を図る施設で推奨する県産品
- 三 県、市町村、商工団体、農業団体等で推薦する県産品
- 四 その他協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるもの。

(出展対象者)

第4条 センターに出展できる者は、県内に事業所を有し、県産品を製造又は販売する個人、法人又は組合等とする。

(出展の申込)

第5条 センターに出展しようとする者（以下「出展申込者」という。）は、協会と十分協議をして次条の販売方法の一つを選択し、当該出展商品の説明書等を添えて出展申込書（別記様式第1号）及び出展商品明細書（別記様式第2号）を会長に提出するものとする。

(販売方法)

第6条 協会は、次の各号に定める販売方法により県産品を販売するものとする。

- 一 買取販売 出展者から商品を買取り販売する方法
- 二 委託販売 出展者との委託契約に基づき商品を販売する方法
- 三 その他 実演販売など日時、商品の性質、保存方法等に応じて販売する方法

第7条 買取販売を行う商品の納入、補充、交換等は、出展者と協議の上センターを通して連絡するものとする。

- 2 委託販売を行う商品は、出展者の責任においてセンターと連絡調整の上、納入、補充、交換等を行うほか、盗難、減耗等不可抗力による損失等の経費の一部を負担するものとする。
- 3 その他の販売方法を行う商品は、出展者が販売の1か月前までに協会と販売、内容等の協議を済ませるものとする。

(出展の決定)

第8条 会長は、第5条の出展申込書及び商品説明書等の内容を審査し、販売方法及び出展する商品の賞味期限等を考慮し販売手数料率等を決定し、出展申込者に対して出展決定通知書（別記様式第3号）を送付するものとする。

- 2 前条の決定を受けた出展申込者をセンター出展者（以下「出展者」という。）とする。

(経費の負担)

第9条 出展者は、センターの管理運営等に要する諸経費として、次の各号にあげる費用を負担するものとする。

- 一 商品の納入、補充、交換等に要する経費
- 二 商品の販売に要する特殊な設備の設置及び管理に要する経費

三 その他会長が必要と認める販売促進等に係る経費

(販売方法等の変更)

第10条 すでに取引を開始している出展者が、第8条で決定した販売方法等を変更するときは、協会と出展者が協議の上会長が定めた新たな販売手数料率等とする。

(精算)

第11条 会長は、各月末までの売上額を翌月（以下「精算月」という。）25日までに、所要の控除等を行い精算金額を確定し、売上精算書（別記様式第4号）を出展者に送付するものとする。

2 会長は、前項の精算金額を精算月の末日までに出展者の指定口座に振り込むものとする。

3 協会は、前項の振込等に要する経費を負担するものとする。

(協会の助言、支援、遵守等)

第12条 会長は、県産品の販路拡張を図るため、出展申込者及び出展者に対して商品の開発、改良等の助言、支援を行うことができる。

2 会長は、センターが販売する商品（以下「販売品」という。）の品質等が不相当と認められたときは、出展者に対し必要な助言、指導を行うことができる。

3 協会は、出展者から知り得た個人情報等の守秘義務を負う。

4 センターは、販売品を常に良好な状態に保管し販売する義務を負う。

(出展者の遵守事項)

第13条 出展者は、販売品の開発、改良等に努めるとともに自ら販路拡張に努める。

2 出展者は、良好な状態に保たれた販売品の納入、補充、交換等に努める。

3 出展者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等を遵守する義務を負う。

(出展の辞退)

第14条 出展者がセンターの出展を辞退しようとするときは、1か月前まで出展辞退届（別記様式第5号）を会長に提出するものとする。

(出展の取消)

第15条 会長は、出展者が次の各号に掲げる事由に該当したときは、とちぎ県産品センター運営委員会規程に定める運営委員会に付議し意見を聴取したのち、出展を取り消すことができる。

一 第13条第2項又は第3項の規定に違反したとき

二 センターの信用を著しく失墜させる行為があったとき

2 会長は、次の各号に該当する事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず出展を取り消すことができる。

一 第2条に規定する県内の製造等でなくなったとき

二 第5条の出展申込書の内容に虚偽があったとき

3 会長は、第1項又は第2項の取消しをしたときは、出展取消通知書（別記様式第6号）により速やかに出展者に通知するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、センターの出展等に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年10月21日から施行する。

出 展 申 込 書

平成 年 月 日

社団法人栃木県観光物産協会

会 長 小松 正義 様

〒 _____

住所 _____

社名 _____

代表者名 _____ 印

電 話 _____

ファックス _____

とちぎ県産品センター出展規程第5条に基づき、下記の販売方法を選択し、出展商品明細書（別記様式第2号）及び当該商品説明書等を添えて出展を申込みします。

記

販売方法（いずれか一つを選択し、番号に○をつける。）

- (1) 買取販売
- (2) 委託販売
- (3) そ の 他（具体的に説明する）

出 展 決 定 通 知 書

平成 年 月 日

出展申込者

様

社団法人栃木県観光物産協会

会長

印

平成 年 月 日付けで出展申込みのあったことについて、下記の条件等により取り扱うこととして決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 販売方法
2. 販売手数料率 %
3. その他 別添「とちぎ県産品センター出展規程」を遵守すること。

別記様式第4号

売上金精算書

平成 年 月 日

出展者

様

社団法人栃木県観光物産協会

会長

印

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、とちぎ県産品センターにおける平成 年 月分の売上金を下記のとおり精算いたします。

なお、精算金額は、 月 日付で御指定の銀行口座にお振込みいたします。

記

(単位:円)

出展者名	売上金 a	消費税 b	計 (A) a+b	控 除 額 (B)					差 引 支払額 (A)-(B)	備 考
				販売手数料 c	消費税 d	納品書 e	シール f	マーク g		

【通信欄】

平成 年 月 日

とちぎ県産品センター出展辞退届

社団法人栃木県観光物産協会

会 長 様

〒 _____

住 所 _____

社名、商店

又は団体名 _____

代 表 者

職 氏 名 _____ 印

電 話 番 号 () _____

F A X () _____

この度、都合によりとちぎ県産品センターへの出展を辞退したいのでお届けします。

出展辞退年月日 平成 年 月 日

別記様式第6号

出 展 取 消 通 知 書

平成 年 月 日

様

社団法人栃木県観光物産協会

会長

印

とちぎ県産品センターへの出展において、とちぎ県産品センター出展規程第15条（出展の取消）の下記規定に該当（規定の番号に○のついたもの）いたしますので、商品を取り扱わないことにしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

- (1) 第1項第1号該当
- (2) 第1項第2号該当
- (3) 第2項第1号該当
- (4) 第2項第2号該当